

橋本川	阿北地区	同一の単位とされる集団の区域
る十域び萩市に限る。五日における阿武郡の区域年月区並る。十域び萩市に限る。五日における阿武郡の区域年月区並る。十域び萩市に限る。五日における阿武郡の区域年月区並る。	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡の区域)、福栄村(平成二年五月における阿武郡の区域)、山村(平成二年五月における阿武郡の区域)、阿武町(平成二年五月における阿武郡の区域)、阿東町(平成二年五月における阿武郡の区域)	行政単位区域
八二五・四三	五七・四四	安水源かん養保 (ヘクタール) 保土砂流出防備 (ヘクタール)
一一〇・八五	一七九・二七	許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十一年九月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第三百十一号

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課).....

目 次



山口県報

平成22年
9月1日
(水曜日)

山 口 県	同一の単位とされる集団の区域	三 保健保安林	二 魚つき保安林	大島地区	佐 波 川	楢 野 川	厚 東 川 / 厚 狹 川	豊 浦 地 区	大 津 地 区		
山 口 県	面許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)	下関市 長門市 萩市 阿武町 (ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域 (ヘクタール) 許可をすべき皆伐面積 (ヘクタール)	大島地区 大島郡周防大島町 下関市 宇部市 柳井市 平生町 上関町 (ヘクタール)	田布施川～島田川 由宇川～柳井川 田布施川～柳井川 由宇川～柳井川 田布施川～柳井川 由宇川～柳井川 (ヘクタール)	徳山地区 下流 下流 下松市 周南市 周南市 周南市 周南市 周南市 (ヘクタール)	佐波川 川 河原町 柳井町 柳井町 柳井町 柳井町 柳井町 (ヘクタール)	楢野川 川 熊毛町 熊毛町 熊毛町 熊毛町 熊毛町 熊毛町 (ヘクタール)	楢野川 川 熊毛町 熊毛町 熊毛町 熊毛町 熊毛町 熊毛町 (ヘクタール)	厚東川 厚狭川 宇部市 美祢市 山陽小野田市 下関市 須口市 山口市 (ヘクタール)	厚東川 厚狭川 宇部市 美祢市 山陽小野田市 下関市 須口市 山口市 (ヘクタール)
一一〇・六六	一一・六六	一八・二八 二七・三八 四・三〇	一八・二八 二七・三八 四・三〇 (ヘクタール)	一〇・五〇	一〇・一二	一〇・九〇	一〇・九〇	一〇・九〇	一〇・九〇		
一一四・七四	一一四・七四	柳井市 平生町 上関町 (ヘクタール)	柳井市 平生町 上関町 (ヘクタール)	一九・〇六	一九・〇四	一九・〇四	一九・〇四	一九・〇四	一九・〇四		
					一四・六六	一四・六六	一四・六六	一四・六六	一四・六六		
					四九九・六五	四九九・六五	四九九・六五	四九九・六五	四九九・六五		
					六・九八	六・九八	六・九八	六・九八	六・九八		
					一〇二・六六	一〇二・六六	一〇二・六六	一〇二・六六	一〇二・六六		
					一一九・六六	一一九・六六	一一九・六六	一一九・六六	一一九・六六		
					一五六・三三	一五六・三三	一五六・三三	一五六・三三	一五六・三三		
					三九七・一四	三九七・一四	三九七・一四	三九七・一四	三九七・一四		
					七一・八四	七一・八四	七一・八四	七一・八四	七一・八四		
					一五六・二二	一五六・二二	一五六・二二	一五六・二二	一五六・二二		
					三五三・三三	三五三・三三	三五三・三三	三五三・三三	三五三・三三		
					三六六・六四	三六六・六四	三六六・六四	三六六・六四	三六六・六四		
					六四一・四九	六四一・四九	六四一・四九	六四一・四九	六四一・四九		
					一〇六・〇八	一〇六・〇八	一〇六・〇八	一〇六・〇八	一〇六・〇八		
					一六五・一二	一六五・一二	一六五・一二	一六五・一二	一六五・一二		
					一三六・九二	一三六・九二	一三六・九二	一三六・九二	一三六・九二		

平成
二十二年九月一日
発行

発行
人所

山口県知事
山口県